

# 日光市 屋外広告物の手引き



令和5年(2023年)4月

日光市 建設部 都市計画課

## 目 次

○ 日光市屋外広告物条例に基づく許可申請について	1 ~6
○ 屋外広告物の更新及び変更の許可申請時における安全点検 について〔令和2年(2020年)10月1日から適用〕	7 ~8
○ 広告物の種類及び解釈	9
○ 日光市における屋外広告物の体系	10
○ 条例施行規則：別表第1〔許可地域内の基準〕	11 ~16
○ 条例施行規則：別表第2〔禁止地域内の基準〕	17 ~21
○ 景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限 〔景観保全型広告整備地区内の基準〕	22 ~25
○ 条例施行規則：別表第3〔車両広告の表示に関する基準〕	26
○ 条例施行規則：第4〔許可期間の基準〕	26
○ 条例施行規則：第9条第9項〔案内誘導看板の許可基準〕	26
○ 許可申請手数料	27
○ 参 考	28
○ 日光市屋外広告物規制図	29 ~31

### 【問合せ先】

日光市建設部都市計画課

〒321-1292 日光市今市本町1番地

電話 0288-21-5102

FAX 0288-21-5176

E-mail toshi-keikaku@city.nikko.lg.jp

# 日光市屋外広告物条例に基づく許可申請について

平成21年4月1日から「日光市屋外広告物条例」(以下「条例」といいます。)を施行しました。日光市内に屋外広告物を表示又は設置する場合には、条例に基づく許可申請が必要となります。

## 1. 屋外広告物とは？

次の①～④のすべての要件を満たすものをいいます(屋外広告物法第2条第1項)。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

広告物の種類については、【広告物の種類及び解釈】(P9)を参照してください。

## 2. 禁止地域と許可地域

市内の国立公園内や県立自然公園内、主要な国道・鉄道の路線沿道などは、禁止地域に指定されており、一部の適用除外を除き広告物の掲出が厳しく規制されています。

禁止地域以外は許可地域に指定されていますが、広告物の掲出に当たっては、許可地域の区分ごとに定められている許可基準に適合させる必要があります。

詳しくは【日光市における屋外広告物の体系】(P10)を参照してください。

## 3. 自家用広告物

自家用広告物とは、自己の営業所等の敷地内に掲出する広告物のことをいい、掲出に当たっては、設置箇所の区分に応じ、条例施行規則・日光市景観計画により定められている許可基準に適合させる必要があります。

なお、自家用広告物については、同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が10㎡以内の場合には、許可が不要となります。ただし、許可が不要の場合であっても、許可基準に適合させる必要があります。

設置箇所	基準
許可地域内	【条例施行規則：別表第1】(P11～16)
禁止地域内	【条例施行規則：別表第2】(P17～21)
景観保全型広告整備地区内	【日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限】(P22～25)

※鉄道車両に表示される広告物には、【条例施行規則：別表第3】(P26)が適用されます。

## 4. 案内誘導看板

案内誘導看板とは、自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物のことをいいます。

禁止地域内	国等が公共的目的をもって表示又は設置する広告物を除き、野立広告物を認めていませんが、【条例施行規則第9条第9項に定める基準】(P26)に適合する案内誘導看板については、許可を受ければ表示又は設置することができます。
許可地域内	許可地域ごとの野立広告物の基準が適用されます。 なお、野立広告物は、表示面積に関わらず、許可申請が必要となります。

## 5. 許可申請の手続き

### (1) 新規の場合

市内に屋外広告物を新たに表示又は設置する場合は、許可申請の手続きが必要です。

日光市都市計画課の窓口まで関係書類(正副2部)を提出し、許可を受けてから表示又は設置に着手してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 面積、高さなど表示又は設置の基準は、市内地域により細かく異なっています。

このため、申請に際しては、事前に設置箇所における許可基準を確認し、広告物の形状等に関する図面を作成の上、事前のご相談をお願いします。

※ 関係書類(正副2部)は、次のとおりです。

① 屋外広告物許可申請書(規則様式第1号)

② 添付書類

ア 広告物の形状等に関する図面

イ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

ウ 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証明する書面又はこれに代わる書類等(車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。)

エ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

(他人が所有する土地等に表示又は設置する場合)

オ 管理者の資格を証する書面(屋外広告物講習会修了証明書等の写し)

## (2) 更新の場合

許可には期間があり、広告物の種類によって異なります。期間満了後も引き続き広告物を表示又は設置する場合には、期間満了前に更新許可の手続きが必要です。

なお、更新対象者に対しては、期間満了の約2箇月前までに日光市都市計画課から「許可更新の案内」と「様式」を送付しますので、日光市都市計画課の窓口まで関係書類（正副2部）を提出してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 関係書類（正副2部）は、次のとおりです。

① 屋外広告物更新許可申請書（規則様式第3号）

② 添付書類

ア 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要です。）

イ 屋外広告物安全点検報告書（規則様式第3号の2）

ウ 点検を行った者がその有資格者（屋外広告士など）であることを証する書面の写し

エ その他（使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください）。

※ **令和2年(2020年)10月1日から変更許可申請時における安全点検を制度化しました。**

### (3) 変更の場合

許可を受けた広告物を変更し、又は改造しようとするときは、変更許可の手続きが必要です。日光市都市計画課の窓口まで関係書類（正副2部）を提出し、許可を受けてから表示又は設置に着手してください。

※ 申請書受付後、約10日で許可証票が交付となります。なお、許可証票の受取の際には、所定の許可申請手数料を納付してください。

※ 面積、高さなど表示又は設置の基準は、市内地域により細かく異なっています。このため、申請に際しては、事前に設置箇所における許可基準を確認し、広告物の形状等に関する図面を作成の上、事前のご相談をお願いします。

※ 関係書類は、次のとおりです。

① 屋外広告物変更許可申請書（規則様式第4号）

② 添付書類

ア 広告物の形状等に関する図面

イ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

ウ 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証明する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）

エ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面  
（他人が所有する土地等に表示又は設置する場合）

オ 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）

カ 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要です。）

キ 屋外広告物安全点検報告書（規則様式第3号の2）

ク 点検を行った者がその有資格者（屋外広告士など）であることを証する書面の写し

※ **令和2年(2020年)10月1日から変更許可申請時における安全点検を制度化しました。**

### (4) 設置者の変更・広告物の除却の場合

屋外広告物の設置者の住所・氏名等を変更した場合は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（規則様式第13号）を提出してください。

また、広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届出書（規則様式第8号）に除却後の場所の写真を添付して提出してください。

## 6. 更新 及び 変更の許可申請時における安全点検について

日光市内における屋外広告物の安全の確保を徹底するため、令和2年（2020年）2月に日光市屋外広告物条例施行規則を一部改正し、同年10月1日から、屋外広告物の更新及び変更の許可申請時における安全点検を制度化することとしました。

詳しくは、【屋外広告物の更新 及び 変更 の許可申請時における安全点検について】（P7～8）を参照ください。

## 7. 許可期間及び手数料

### (1) 許可期間

簡易な広告物であるはり紙、はり札等については最長で1ヶ月、簡易でない広告物については最長で3年となっています。

詳しくは、【条例施行規則：別表4】（P26）を参照してください。

なお、日光市では、毎年10月1日を統一した更新時期としているため、許可日から2年を経過した後の最初に到来する9月末日を許可期限としています。

### (2) 手数料

広告物の許可申請（新規・変更・更新）には、広告物の種類や表示面積に応じて手数料が必要です。

詳しくは【許可申請手数料】（P27）を参照してください。

## 8. 管理者の設置

良好な景観又は風致の維持や公衆に対する危害を防止するためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。

このため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにするため、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することを義務付けています。

※簡易な広告物：置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物

### (1) 管理者の要件

- ① 都道府県や政令市、中核市などで行われる屋外広告物講習会を修了した者
- ② 屋外広告士
- ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係る者

### (2) 管理者設置の届出

管理者を設置した場合又は管理者の氏名、住所等を変更した場合は、管理者の資格を証する書面（屋外広告士合格証書、屋外広告物講習会修了証明書等の写し）を添付し、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（様式第13号）を提出してください。

## 9. その他

屋外広告物については、日光市ホームページでも案内を行っています。  
また、許可申請書等の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

### ●屋外広告物について

ホーム > 市政情報 > まちづくり > 景観 > 屋外広告物

<http://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/shisei/okugaikoukoku/index.html>

### ●様式について

ホーム > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 申請書-屋外広告物関係

<http://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/download/okugaikoukoku/index.html>



# 屋外広告物の 更新 及び 変更 の許可申請時における安全点検について

〔令和 2 年(2020 年)10 月 1 日から適用〕

平成 27 年(2015 年)2 月に札幌市で発生した看板落下事故など、近年屋外広告物による事故が全国で多数発生しています。

このような状況に鑑み、日光市内における屋外広告物の安全の確保を徹底するため、令和 2 年(2020 年)2 月に日光市屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、屋外広告物の更新及び変更の許可申請時における安全点検を制度化することとしました。

これにより、更新及び変更の許可申請時における手続きが以下のとおり変更となります。ご協力をお願いします。

## 1. 更新及び変更の許可申請書に添付する写真及び書類の変更

### ① 広告物の写真

「点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真」の提出が必要となります。

なお、点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要となります。

### ② 点検の報告書

屋外広告物安全点検報告書(規則様式第 3 号の 2)の提出が必要となります。

当報告書は、国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」で示されている「屋外広告物安全点検報告書(案)」と同様の点検項目となっています。

なお、「点検及び報告書の作成の有資格者(※)であることを証する書面の写し」の提出が併せて必要となります。

※有資格者は、【2 の④のア～オ】(P 8)のいずれかに該当する者です。

## 2. 「点検」と「屋外広告物安全点検報告書の作成」にあたっての要件等

### ① 点検の方法について

次のア・イを参考に実施してください。

ア：国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」

イ：屋外広告物適正化推進委員会「オーナーさんのための看板の安全管理ブック」

※ア・イは、日光市ホームページに掲載しています。

### ② 点検・作成の対象となる屋外広告物について

置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外の広告物(管理者を要しない広告物と同様)です。

### ③ 点検・作成時期

更新許可申請書・変更許可申請書を提出する日前 3 箇月以内に点検し、作成する必要があります。

④点検・作成者

次のア～オのいずれかに該当する者が、点検し、作成しなければなりません。

なお、いずれかに該当することを証する書類の写しを、更新許可申請書・変更許可申請書に添付して提出する必要があります。

ア 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者）

イ 栃木県あるいは他の都道府県、指定都市又は中核市が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した者

ウ 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

エ 日光市長から管理者資格認定書の交付を受けた者

オ （一社）日本屋外広告業団体連合会又は（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

## 【広告物の種類及び解釈】

広告物の種類	解 釈
広告板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表面板が板状であるものをいう。
広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表面板を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいう。
壁面広告物	建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいう(壁面突出広告であるものを除く。)
壁面突出 広告物	建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいう。
はり紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他工作物等に、押しピン、テープ、糊等により貼り付けられたものをいう。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板、ボール紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの又は木、金属等の板に直接塗装したものを、建築物その他工作物等に、ひも、針金等でつるし、又はくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
立看板	木枠、ベニヤ板、プラスチック板等の軽易なものに紙張り若しくは布張りし、又は木、金属等の板に直接塗装したものを、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他工作物等に立てかけられ、又は針金等で取り付けられているものをいう。
置看板	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、土地に置いて表示されるものをいう。
のぼり旗	木、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建物、工作物及びその他の物件に取り付けられたものをいう。
広告幕	木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいう。
アーチ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するものをいう。
アーケード 添加広告物	公共用歩廊に懸架並びに設置されるものをいう。
電柱広告	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたものを、電柱、街灯柱に巻き付けて表示するもの(巻付広告)及び物件を装置して表示するもの(袖看板)をいう。
車両広告	電車、バスその他の車両の外面を利用して広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	気球を利用して表示するものをいう。なお、アドバルーンについては、自家用広告物の扱いはしない。
サインポール	標識柱(道路標識柱を除く。)を利用して、それに付帯する形で表示されるものをいう。

【日光市における屋外広告物の体系】

	〔対象地域〕	〔禁止地域における掲出可能広告物〕	〔掲出基準〕	〔主な該当地区〕	
禁止地域	国立公園内 国立自然公園内	下記を除く <ul style="list-style-type: none"> <li>●日光国立公園</li> <li>●前日光県立自然公園</li> </ul>	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第2(1)の欄の基準(P17～P21) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	湯西川温泉地区
	禁止路線内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の道路・鉄道とその路端から両側500m</li> <li>・国道119号(日光宇都宮道含む)、120号、121号(一部)、400号</li> <li>・県道栗山日光線、藤原塩原線、川俣温泉川治線</li> <li>・JR日光線</li> <li>・東武日光線</li> <li>・東武鬼怒川線(大谷向駅)～野岩鉄道会津鬼怒川線</li> </ul> ※用途地域、家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道停車場の区域を除く。	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第2(2)の欄の基準(P17～P21) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	中禅寺温泉地区 湯元温泉地区 川治温泉地区 川俣温泉地区
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日光地域：西町、清滝地区の用途地域</li> <li>●藤原地域の用途地域</li> </ul>	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第2(3)の欄の基準(P17～P21) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	日光地域清滝地区 鬼怒川温泉地区
	上記を除く。	下記を除く <ul style="list-style-type: none"> <li>●日光地域：所野風致地区</li> <li>●湯西川自然環境保全地域</li> <li>●袈裟丸山自然環境保全地域</li> </ul>	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	日光地域所野地区
	禁止路線内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の道路・鉄道とその路端から両側500m</li> <li>・国道119号(日光宇都宮道含む)、120号、121号(一部)、400号</li> <li>・県道栗山日光線、藤原塩原線、川俣温泉川治線</li> <li>・JR日光線</li> <li>・東武日光線</li> <li>・東武鬼怒川線(大谷向駅)～野岩鉄道会津鬼怒川線</li> </ul> ※用途地域、家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道停車場の区域を除く。	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第1「自然保全型沿線地域」の欄の基準(P11～P16) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	藤原地域三依地区 下野大沢駅周辺 文挾駅周辺 大桑駅周辺 明神駅周辺 下小代駅周辺
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種低層住居専用地域</li> <li>●第2種低層住居専用地域</li> <li>●第1種中高層住居専用地域</li> <li>●第2種中高層住居専用地域</li> </ul>	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	一条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	今市市街地 日光市街地
許可地域	市街地形成型地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用途地域内</li> </ul> ※禁止地域を除く。		一条例施行規則別表第1「市街地形成型地域」の欄の基準(P11～P16)	今市市街地 日光市街地
	自然保全型沿線地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の道路とその路端から両側500m</li> <li>・国道121号(大谷橋～中岩橋、栗原地内分岐～市道藤1002号との交差点)</li> <li>・国道122号(足尾地域内)</li> <li>・県道宇都宮船生高德線</li> </ul> ●禁止路線内の家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道停車場の区域 ※禁止地域、市街地形成型地域を除く。		一条例施行規則別表第1「自然保全型沿線地域」の欄の基準(P11～P16)	足尾地域国道122号沿線
	自然保全型地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県道宇都宮船生高德線～国道121号～東武鬼怒川線～東武日光線の線の西側の地域</li> </ul> ※禁止地域、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域を除く。		一条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16)	日光地域小来川地区
	田園調和型地域	●禁止地域、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域、自然保全型地域を除いた地域		一条例施行規則別表第1「田園調和型地域」の欄の基準(P11～P16)	今市地域塩野室地区
禁止地域内・許可地域内の 景観保全型広告整備地区(=景観計画重点区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日光地域：世界遺産区域(東町地区、西町地区、山内地区、稲荷川地区)</li> <li>●栗山地域：湯西川温泉湯平区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●禁止地域(国立公園内・国立自然公園内) 自家用10㎡以内(許可不要)</li> <li>●禁止地域(上記以外) 自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可)</li> </ul> 案内誘導看板(要許可)	景観計画第4章「屋外広告物の表示等に関する行為の制限に掲げる事項」の欄の基準(P22～P25) 一条例施行規則第9条第9項(P26)	日光市街地 湯西川温泉地区	

条例施行規則：別表第1〔許可地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

広告物の種類		区分 基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
広告板	野立 広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下
		表示面積	1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき1.0㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき2.0㎡以内で、1件につき表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	3.0m以上	3.0m以上	3.0m以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてロゴ・イタマークを表示することができる。			
		基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6㎡以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、2.0㎡以内とする。	1 前面道路(事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。)につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、4.0㎡以内とする。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	
敷地内 広告板		高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで1.2m以下
		表示面積	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.0㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.0㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき2.0㎡以内かつ表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1m以上	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	次のいずれか (1)敷地につき2基 (2)前面道路につき1基 (3)敷地につき1基及び車両出入口につき1基
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
屋上 広告板		高さ	1m以下	1m以下	3m以下	3m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6m
		表示面積	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき6.0㎡以内かつ表裏各1面以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	

広告物の種類	区分	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
	基準				
壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ただし、ワポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。))で市長が指定する区域をいう。以下同じ。)における広告物にあつては高さの制限はない。
	表示面積	1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。ただし、ワポイントマークを表示する場合には、建築物につき2㎡以内とする。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)当たり10㎡以内。ただし、1建築壁面につき10㎡以内とする。 2 ワポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 商工業地域等以外の区域における広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面当たり20㎡以内。ただし、1建築壁面につき20㎡以内とする。 2 商工業地域等における広告物(ワポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積未満のときは、20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積)以内。ただし、1建築壁面につき当該建築壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20㎡未満のときは、20㎡)以内とする。 3 ワポイントマークにあつては、建築物につき3㎡以内
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。

広告物の種類		区分	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
		基準				
壁面広告物		基数	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1 基 2 ワポ イトマークにあつては1 建築壁面につき1 基	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1 基 2 ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1 基	ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1 基	ワポ イトマークにあつては1 建築壁面につき1 基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
広告塔	野立 広告塔	高さ	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6 m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9 m以下
		表示面積	1 面につき3 m <sup>2</sup> 以内かつ合計1 2 m <sup>2</sup> 以内	1 面につき3 m <sup>2</sup> 以内かつ合計1 2 m <sup>2</sup> 以内	1 面につき1 0 m <sup>2</sup> 以内かつ合計4 0 m <sup>2</sup> 以内	1 面につき2 0 m <sup>2</sup> 以内かつ合計8 0 m <sup>2</sup> 以内
		形状・幅	1 面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1. 5 m以内	1 面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1. 5 m以内	1 面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2. 5 m以内	1 面の幅は2. 5 m以内かつ最大投影幅は3. 5 m以内
		道路からの後退距離	1 m以上	1 m以上かつ広告物の高さ以上	1 m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	3 0 m以上	3 0 m以上	3 0 m以上	
		色 彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1 面につき表示面の1 / 5 の範囲内においてワポ イトマークを表示することができる。			
		基数				前面道路につき1 基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

広告物の種類		区分		自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
		基準					
広告塔	敷地内 広告塔	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで12m以下
		表示面積		1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	1面につき10㎡以内かつ合計40㎡以内	1面につき10㎡以内かつ合計40㎡以内	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内
		形状・幅		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内
		後退距離		敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		基数		敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
		特殊装置		光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
	屋上 広告塔	高さ		1m以下	1m以下	3m以下	3m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6m
		表示面積		1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	1面につき15㎡以内かつ合計60㎡以内	1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内
		形状・幅		1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は5m以内かつ最大投影幅は7m以内	1面の幅は10m以内かつ最大投影幅は14m以内
		位置		建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数		建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
		特殊装置		光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	
壁面突出 広告物	高さ		地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで12m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5m以上、歩道上にあっては2.5m以上	
	表示面積		1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内	
	出幅		建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内	
	基数		有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又設置する場合にあっては基数の制限はない。	
置看板	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	
	表示面積		1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内	
	位置		道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	
	基数		敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	
	特殊装置		光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			



広告物の種類	区分		自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
	基準					
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共の団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積		1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内
	表示期間		1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	位置、間隔及び基数		1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共の団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限り）	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積		1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内
	表示期間		1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	位置、間隔及び基数		敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
はり紙	表示面積		1面につき1㎡以内	1面につき1㎡以内	1面につき1㎡以内	1面につき1㎡以内
	表示期間		1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
はり札	表示面積		1面につき0.2㎡以内	1面につき0.2㎡以内	1面につき0.2㎡以内	1面につき0.2㎡以内
	表示期間		1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
立看板	表示面積		1㎡未満	1㎡未満	1㎡未満	1㎡未満
	表示期間		1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	設置方法		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
	設置場所		1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
広告幕	懸垂幕	長さ	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下
		幅	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上
		設置場所		1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものは、3月以内

広告物の種類		区分	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
		基準				
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下
		表示面積	1㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	1㎡以内
	袖看板	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上
		規格	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下
車両に表示される広告物	鉄道車両	位置	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。
	路線バス及び観光バス	位置	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。
アドバルーン	規格	気球の直径にあつては3m以下、添架装置の綱にあつては長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さにあつては4.5m以下	気球の直径にあつては3m以下、添架装置の綱にあつては長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さにあつては4.5m以下	気球の直径にあつては3m以下、添架装置の綱にあつては長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さにあつては4.5m以下	気球の直径にあつては3m以下、添架装置の綱にあつては長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さにあつては4.5m以下	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
アーチ	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	
	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	
	規格	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	
アーケード添加広告物	高さ	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	
	規格	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	

条例施行規則：別表第2〔禁止地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

広告物の種類	区分 基準	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域（同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。）	(2) 条例第4条第11号に規定する区間（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）及び同条第12号に規定する区域（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）に限る。）	(3) 用途地域（条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。）
		国立公園内の道路沿線、用途地域を除く	国立公園内の道路沿線	国立公園内の用途地域
野立広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6㎡以内とする。	1 前面道路につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、10㎡以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
屋上広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
	表示面積			
	位置			
	色彩			
	特殊装置			

広告物の種類		区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
広 告 板	屋上広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高 さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
		表示面積	1 面につき3 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各1面以内	1 面につき3 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各1面以内	1 面につき5 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各1面以内
		位 置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		色 彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
		基 数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1 建築壁面につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
壁面広告物		高 さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。
		表示面積	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき3 m <sup>2</sup> 以内。ただし、ワポ イトマークを表示する場合にあつては、建築物につき2 m <sup>2</sup> 以内とする。 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき1 m <sup>2</sup> 以内	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき3 m <sup>2</sup> 以内 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき1 m <sup>2</sup> 以内	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき有効壁面当たり5 m <sup>2</sup> 以内。ただし、1 建築壁面につき5 m <sup>2</sup> 以内とする。 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき3 m <sup>2</sup> 以内 3 1及び2の合計は、10 m <sup>2</sup> 以内
		色 彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
		位 置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
		基 数	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1基	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては1 建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては1 建築壁面につき1基	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1 建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては、1 建築壁面につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

広告物の種類		区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
広告塔	野立広告塔（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目地的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
		表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内
		道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
		基数			前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内 広告塔		高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
		表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内
		形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内
		道路からの後退距離	敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

広告物の種類		区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
広告塔	屋上広告塔（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
		表示面積			
		形状・幅			
		位置			
		基数			
		色彩			
		特殊装置			
屋上広告塔（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）		高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
		表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内
		形状・幅	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
壁面突出 広告物		高さ	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1.2m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道にあつては4.5m以上、歩道にあつては2.5m以上
		表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき5㎡以内かつ合計10㎡以内
		出幅	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内
		色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
		基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が10㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又は設置する場合にあつては基数の制限はない。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
置看板		高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
		表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内
		位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
		色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
		基数	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

広告物の種類	区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
		のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面
	表示期間	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注1	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
立看板	表示面積	1㎡未満	1㎡未満	1㎡未満
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものは、3月以内

日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限

〔景観保全型広告整備地区 [1]世界遺産区域の基準〕

		山内地区及び 稲荷川地区	東町地区		西町地区	
			沿道商業エリア	居住エリア	沿道商業エリア	居住エリア
壁面 広告物	高さ	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限	・6m以下かつ軒高以下 ・ワポ° イトマーク：無制限
	面積	・最大面積：3㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以内 (全体で3㎡)	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内	・最大面積：有効壁面 当たり5㎡以内。た だし、1建築壁面に つき5㎡以内 ・ワポ° イトマーク：1㎡以 内
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	/	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	位置等	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出 し不可
	基数	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上	・1基/1建築壁面 ・ワポ° イトマーク：同上
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・過度な照明は不可と する。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・過度な照明は不可と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。
壁面 突出 広告物	高さ	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下	・6m以下 かつ 軒高 以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基	・最大面積：1.5㎡以 内/面 ・3㎡以内/基
	出幅	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可	・最大幅：壁面から1 m以内 ・道路への突出不可
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	/	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	基数	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告物は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告物は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。



	山内地区及び 稲荷川地区	東町地区		西町地区		
		沿道商業エリア	居住エリア	沿道商業エリア	居住エリア	
屋上広告板	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
屋上広告塔	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
敷地内 広告板	高さ	・3m以下	・6m以下	・6m以下	・5m以下	・5m以下
	面積	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面	・最大面積：3㎡以内 ／面 ・表裏各1面
	後退距離	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路から1m以上
	色彩	・地色：こげ茶、文字： 白、黒	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。		・地色：こげ茶、文字： 白、黒 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・地色：こげ茶、文字： 白、黒
	基数	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地	・1基／敷地
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源の点滅不可とす る。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告板は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源の点滅不可とす る。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。 ・自然木等の場合を除 き概ね方形とする。 ・整った街並み景観を 創り出すため広告物 の周囲に枠又は縁取 り等を設ける。 ・広告板は両面表示と する。	・出来るだけ天然素材 を用いる。 ・光源は白色系で点滅 不可とする。
敷地内 広告塔	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	
野立 広告板	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	
野立 広告塔	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	・禁止（誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	
置き 看板	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・6㎡以内／基
	位置等	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。	・道路へ突き出さないこと。
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調 和する落ち着いたあ る色合い・色調とす る。	・発光塗料不可
	基数	・2基以内／敷地	・2基以内／敷地	2基以内／敷地	・2基以内／敷地	・2基以内／敷地
	その他	・光源は白色系で点滅 不可とする。			・光源は白色系で点滅 不可とする。	・光源は白色系で点滅 不可とする。

		山内地区及び 稲荷川地区		東町地区		西町地区	
				沿道商業エリア	居住エリア	沿道商業エリア	居住エリア
のぼり旗 (公共)	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	/		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	・発光塗料不可
	位置等	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
のぼり旗 (民間)	高さ	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面	・最大面積：1.5㎡以内／面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注	・1月以内 ※注
	色彩	・発光塗料不可	・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	/		・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い・色調とする。	・発光塗料不可
	位置等	・道路へ突き出さないこと。 ・2本以内／敷地	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
その他	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。	
電柱広告	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)	

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものに限り、3月以内

日光市景観計画第4章：屋外広告物の表示等に関する行為の制限

〔景観保全型広告整備地区 [2]湯西川温泉湯平区域の基準〕

壁面広告物	高さ	・2階軒下かつ6m以下 ・ワポ イトマーク：無制限
	面積	・最大面積：有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ・ワポ イトマーク：1㎡以内
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可
	基数	・1基/1建築壁面 ・ワポ イトマーク：同左
	その他	※注1
壁面突出広告物	高さ	・6m以下 かつ 軒高以下
	面積	・最大面積1.5㎡以内/面 ・3㎡以内/基
	出幅	・最大幅：壁面から1m以内 ・道路への突出不可
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・1基/有効壁面
	その他	※注2
屋上広告板		禁止
屋上広告塔		禁止
敷地内広告板	高さ	・6m以下
	面積	・最大面積：3㎡以内/面 ・表裏各1面
	後退距離	・道路から1m以上
	色彩	・地色：こげ茶、文字：白、黒 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・1基/敷地
	その他	※注2
敷地内広告塔		禁止
野立広告板		・禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
野立広告塔		・禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
置き看板	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・6㎡以内/基
	位置等	・道路へ突き出さないこと。
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	基数	・2基以内/敷地
	その他	・光源は白色系で点滅不可とする。

のぼり旗(公共)	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注3
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
	その他	
のぼり旗(民間)	高さ	・3m以下
	面積	・最大面積：1.5㎡以内/面 ・表裏各1面
	表示期間	・1月以内 ※注3
	色彩	・発光塗料不可 ・街並み・山並みに調和する落ち着いた色合い、色調とする。
	位置等	・道路へ突き出さないこと。 ・敷地又は建築物の出入りに設置する1対(2本)を除き、相互間距離を6m以上とする。
	その他	・営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
電柱広告		・禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)

注1：

- ・出来るだけ天然素材を用いる。
- ・光源は白色系で点滅不可とする。
- ・自然木等の場合を除き概ね方形とする。
- ・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。

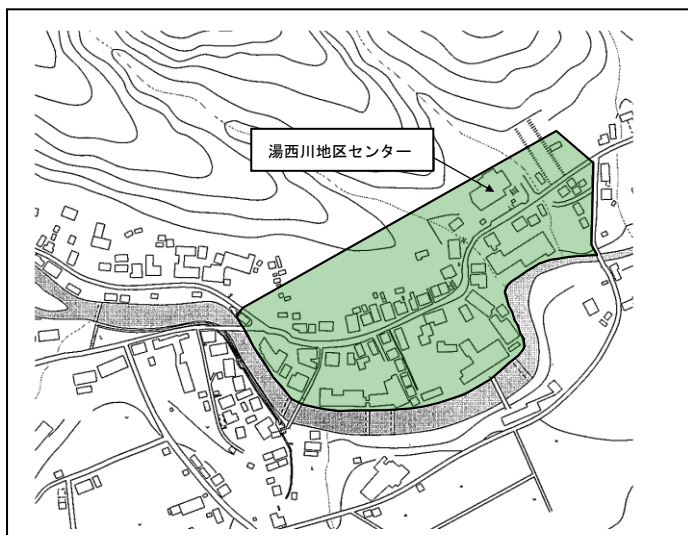
注2：

- ・出来るだけ天然素材を用いる。
- ・光源は白色系で点滅不可とする。
- ・自然木等の場合を除き概ね方形とする。
- ・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
- ・広告物(板)は両面表示とする。

注3：

のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものに限り、3月以内

湯西川温泉湯平区域の範囲



### 条例施行規則：別表第3〔車両広告の表示に関する基準〕

位置	<p>1 車両（鉄道車両を除く。）に表示される広告物（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第3号の公共的団体が公共的目的をもって車両に表示するものに限る。）及び鉄道車両に表示される広告物にあつては、左右側面部及び前後部</p> <p>2 上記以外の広告物にあつては、左右側面部及び後部</p>
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、位置でないこと。

### 条例施行規則：別表第4〔許可期間の基準〕

広告物の種類	許可期間の基準
広告板、壁面広告物、広告塔、壁面突出広告物、置看板、広告幕、電柱若しくは街頭柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アーチ、サインポール又はアーケード添加広告物	3年以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）	3月以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーン	1月以内

### 条例施行規則：第9条第9項〔案内誘導看板の許可基準〕 ※禁止地域のみ適用

<p>① 自己の営業所等の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認められるものであること</p> <p>② 高さ2m以下（共架の場合3m以下）</p> <p>③ 1件につき縦0.5m以下、横1m以下</p> <p>④ 平面で、表裏各1面以内</p> <p>⑤ 自己の営業所等から3km以内で、道路交差点から5m以上500m以内</p> <p>⑥ 材料は、青銅、木又は擬木</p> <p>⑦ 色彩は、青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色で、文字は白色又は黒色。発行塗料は使用しない。 ただし、1面につき、表示面の1/5以内で、色彩の制限のない1の図柄（ワンポイントマーク）を表示できる。</p> <p>⑧ 件数は、1者につき3件以内</p> <p>⑨ 共架の場合、縦に5件以内</p> <p>⑩ 特殊装置の場合、間接照明の方法により、光源は白色系であり、光源の点滅を伴わないもの</p>
--

【許可申請手数料】

種 別		単 位	手数料 (円)
のぼり旗	1月以内のもの	1本につき	310
のぼり旗(更新)	11ヶ月まで	1本につき1月毎に	50
電柱広告		1基につき	310
立看板		1基につき	420
はり紙		100枚につき	310
はり札		10枚につき	520
アーチ類		1基につき	3,160
アドバルーン	表示期間が10日以内のもの	1基につき	1,580
	表示期間が11日以上1月以内のもの	1基につき	3,160
置看板、広告板、 広告塔、広告幕 等  ※ネオンサイン、イルミネーション その他光源を用いる 装置(特殊装置)なし	面積 1㎡未満	1つにつき	420
	面積 1㎡以上 2㎡未満	1つにつき	630
	面積 2㎡以上 5㎡未満	1つにつき	1,050
	面積 5㎡以上 8㎡未満	1つにつき	1,580
	面積 8㎡以上10㎡未満	1つにつき	2,100
	面積10㎡以上15㎡未満	1つにつき	3,160
	面積15㎡以上20㎡未満	1つにつき	4,740
	面積20㎡以上25㎡未満	1つにつき	6,320
	面積25㎡以上30㎡未満	1つにつき	7,900
	面積30㎡以上40㎡未満	1つにつき	9,480
	面積40㎡以上50㎡未満	1つにつき	11,000
	面積50㎡以上60㎡未満	1つにつき	12,600
	面積60㎡を超える場合、 60㎡の手数料に加算する額	1つにつき5㎡毎に	1,580
	置看板、広告板、 広告塔、広告幕 等  ※特殊装置あり	面積 1㎡未満	1つにつき
面積 1㎡以上 2㎡未満		1つにつき	630
面積 2㎡以上 5㎡未満		1つにつき	1,260
面積 5㎡以上10㎡未満		1つにつき	2,100
面積10㎡以上15㎡未満		1つにつき	3,790
面積15㎡以上20㎡未満		1つにつき	6,320
面積20㎡以上25㎡未満		1つにつき	7,900
面積25㎡以上30㎡未満		1つにつき	9,480
面積30㎡以上40㎡未満		1つにつき	11,000
面積40㎡以上50㎡未満		1つにつき	12,600
面積50㎡以上60㎡未満		1つにつき	15,800
面積60㎡を超える場合、 60㎡の手数料に加算する額		1つにつき	1,580

## 屋外広告物関係

## なぜ、自分の店舗や敷地に設置する広告物に規制があるのか？

屋外広告物には、商品や店名の宣伝などの情報源としての面と、建築物や自然の風景などとともに景観を形成している面がある。

屋外広告物が無秩序に氾濫すると、情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、良好な景観を損なうことになる。

また、屋外広告物が適切に設置、管理されなければ、景観を損なうだけでなく、道路の見通しが悪くなり交通安全上の問題を引き起こしたり、強風や地震による崩壊などにより、生命や財産を奪う危険性があり、公衆への危険防止の観点から、必要な規制を行う必要がある。

## なぜ、許可が必要か？

許可は、特定の行為を一般的に禁止している場合において、一定の要件を備えている者に対してこの禁止を解除して、適法にその行為ができるようにするものである。

屋外広告物を設置する場合の許可においても、条例によって広告物が規制されている地域での屋外広告物の設置は、美観風致の維持と公衆への危害防止の目的のため一般的に禁止されており、基準を守っている広告物の設置については、この禁止を解除し、広告物の設置ができるようにしているということであり、原則、許可が必要となる。

## なぜ、許可申請手数料が必要か？

許可事務を行うためには、許可事務のための人件費等審査に対する経費が必要となる。

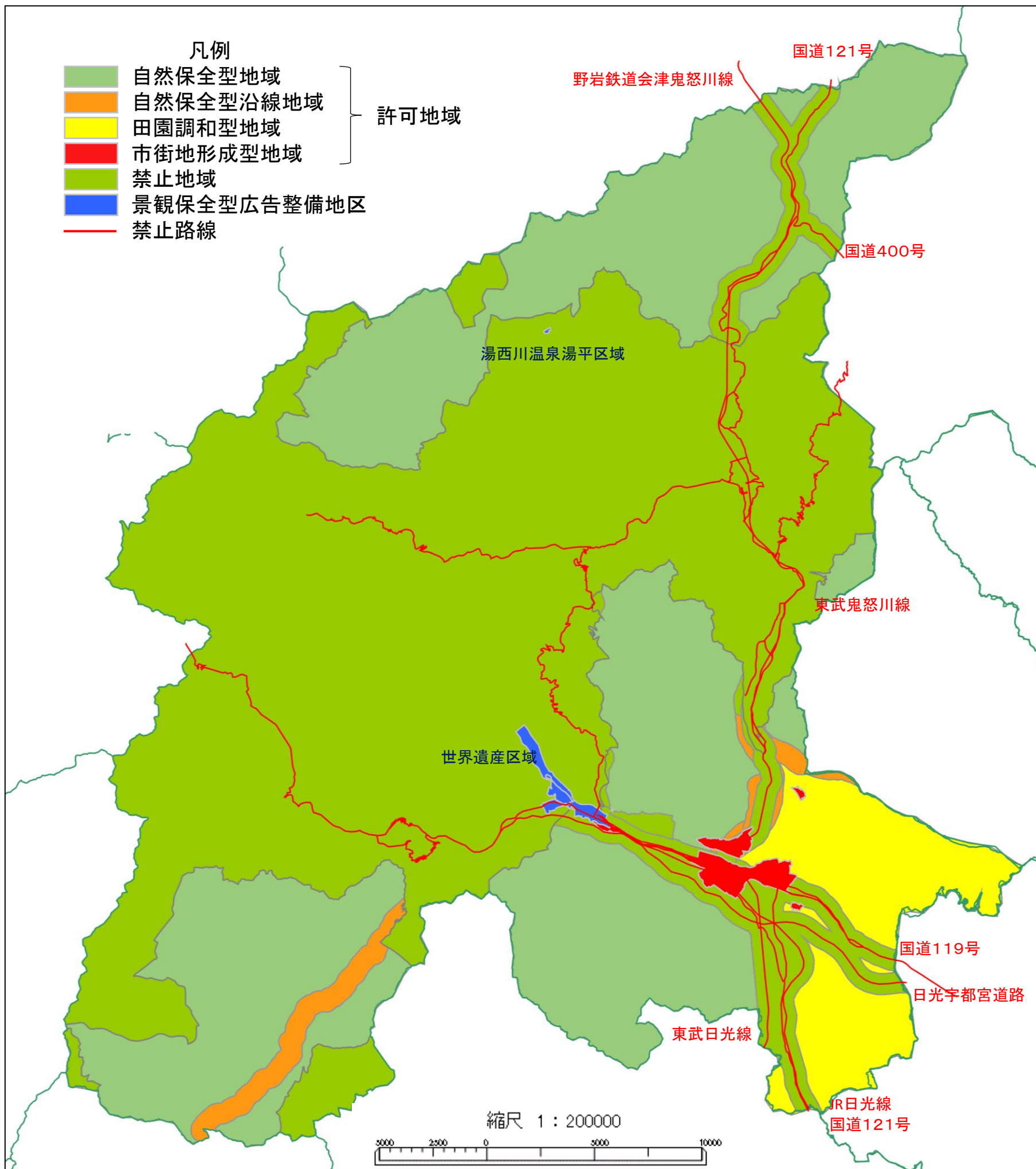
この費用は、受益者が負担することになっているため、広告物を出すことで利益を受ける方から、許可に要する費用を徴収することになる。

## なぜ、許可期間があるのか？

屋外広告物は、屋外での表示のため、日光を浴び、風雨にさらされていることによって、表示が消えたり腐食が発生し、美観風致を損ねたり、倒壊により人や物へ危害を与える危険性がある。

また、どれだけ管理をしっかりと行っても経年劣化は防げないため、許可期間を定め、許可申請、更新申請ごとに、良好な状態を保つように管理する必要がある。

# 【日光市屋外広告物規制図(許可地域・禁止地域)】



■「禁止地域」とは

禁止地域となってもすべての広告物が禁止となっているのではなく、一定の要件を満たす場合においては、広告物を出せる場合があります。また、禁止地域に出すことができる広告物であっても、その規格や意匠について規則で定める基準(別表第1、2)に適合している必要があります。

■「許可地域」とは

許可地域においては、適用除外に該当する場合は除き、原則として許可を受けなければ広告物の表示又は設置をすることができません。日光市においては、許可地域を4地域に細分化し、各地域の特性に合わせた許可基準(別表第1)を適用しています。

■「案内誘導看板」とは

案内誘導看板とは、自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物のことをいいます。禁止地域においては、国等が公共的目的で表示又は設置する広告物を除き、野立広告物を認めていませんが、基準に適合する案内誘導看板については、許可を受ければ表示又は設置することができます。

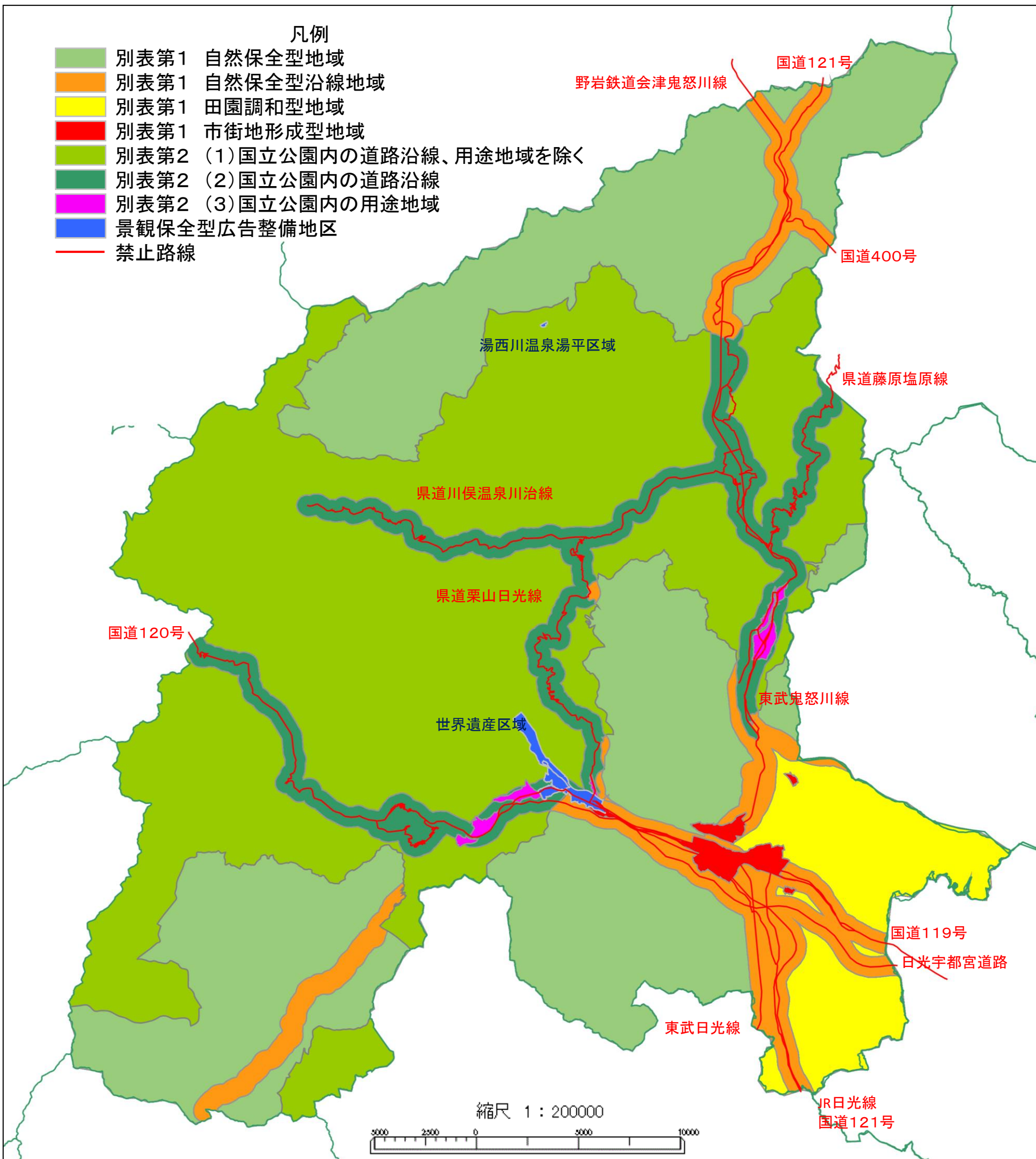
※この図面は、令和3年10月現在における日光市内の屋外広告物規制の概略を示したものです。

※各地域の規制内容の詳細などについては、日光市都市計画課までお問い合わせください。

# 【日光市屋外広告物規制図(自家用広告物用)】

## 凡例

- 別表第1 自然保全型地域
- 別表第1 自然保全型沿線地域
- 別表第1 田園調和型地域
- 別表第1 市街地形成型地域
- 別表第2 (1) 国立公園内の道路沿線、用途地域を除く
- 別表第2 (2) 国立公園内の道路沿線
- 別表第2 (3) 国立公園内の用途地域
- 景観保全型広告整備地区
- 禁止路線



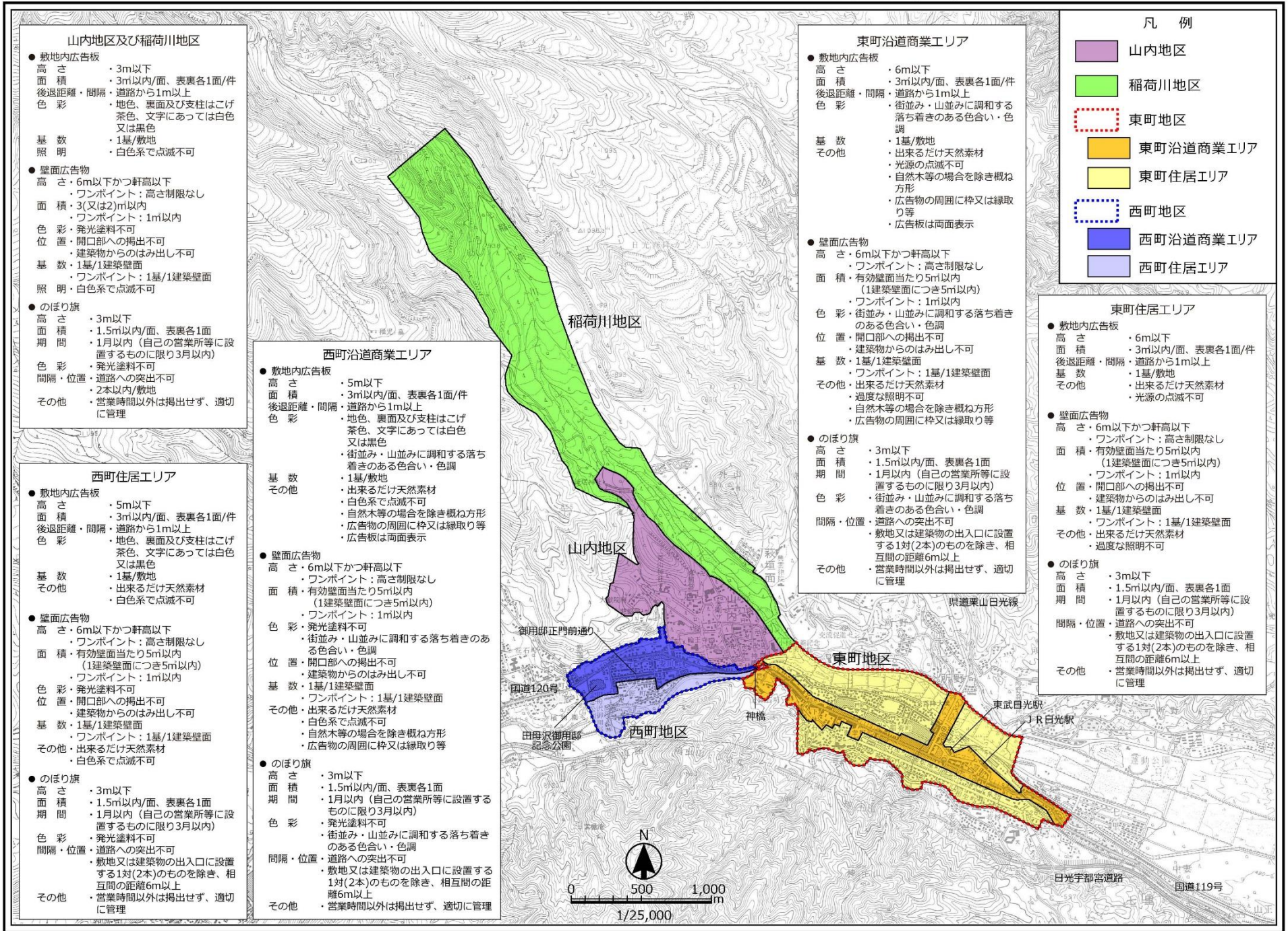
### ■「自家用広告物」とは

自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物のことをいいます。敷地内における屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内の場合は、許可が不要となります。

※この図面は、令和3年10月現在における日光市内の屋外広告物規制の概略を示したものです。  
 ※各地域の規制内容の詳細などについては、日光市都市計画課までお問い合わせください。



# 【日光市屋外広告物規制図（景観保全型広告整備地区）】



- ### 山内地区及び稲荷川地区
- 敷地内広告板
    - 高さ・3m以下
    - 面積・3m以内/面、表裏各1面/件
    - 後退距離・間隔・道路から1m以上
    - 色彩・地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色
    - 基数・1基/敷地
    - 照明・白色系で点滅不可
  - 壁面広告物
    - 高さ・6m以下かつ軒高以下
    - ・ワンポイント：高さ制限なし
    - 面積・3(又は2)m以内
    - ・ワンポイント：1m以内
    - 色彩・発光塗料不可
    - 位置・開口部への掲出不可
    - ・建築物からのみ出し不可
    - 基数・1基/1建築壁面
    - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
    - 照明・白色系で点滅不可
  - のぼり旗
    - 高さ・3m以下
    - 面積・1.5m以内/面、表裏各1面
    - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
    - 色彩・発光塗料不可
    - 間隔・位置・道路への突出不可
    - ・2本以内/敷地
    - ・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 西町沿道商業エリア
- 敷地内広告板
    - 高さ・5m以下
    - 面積・3m以内/面、表裏各1面/件
    - 後退距離・間隔・道路から1m以上
    - 色彩・地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色
    - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - ・1基/敷地
    - ・出来るだけ天然素材
    - ・白色系で点滅不可
    - ・自然木等の場合を除き概ね方形
    - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
    - ・広告板は両面表示
  - 壁面広告物
    - 高さ・6m以下かつ軒高以下
    - ・ワンポイント：高さ制限なし
    - 面積・有効壁面当たり5m以内
    - （1建築壁面につき5m以内）
    - ・ワンポイント：1m以内
    - 色彩・発光塗料不可
    - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - 位置・開口部への掲出不可
    - ・建築物からのみ出し不可
    - 基数・1基/1建築壁面
    - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
    - その他・出来るだけ天然素材
    - ・白色系で点滅不可
    - ・自然木等の場合を除き概ね方形
    - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
  - のぼり旗
    - 高さ・3m以下
    - 面積・1.5m以内/面、表裏各1面
    - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
    - 色彩・発光塗料不可
    - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - 間隔・位置・道路への突出不可
    - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
    - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 東町沿道商業エリア
- 敷地内広告板
    - 高さ・6m以下
    - 面積・3m以内/面、表裏各1面/件
    - 後退距離・間隔・道路から1m以上
    - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - 基数・1基/敷地
    - その他・出来るだけ天然素材
    - ・光源の点滅不可
    - ・自然木等の場合を除き概ね方形
    - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
    - ・広告板は両面表示
  - 壁面広告物
    - 高さ・6m以下かつ軒高以下
    - ・ワンポイント：高さ制限なし
    - 面積・有効壁面当たり5m以内
    - （1建築壁面につき5m以内）
    - ・ワンポイント：1m以内
    - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - 位置・開口部への掲出不可
    - ・建築物からのみ出し不可
    - 基数・1基/1建築壁面
    - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
    - その他・出来るだけ天然素材
    - ・過度な照明不可
    - ・自然木等の場合を除き概ね方形
    - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
  - のぼり旗
    - 高さ・3m以下
    - 面積・1.5m以内/面、表裏各1面
    - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
    - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
    - 間隔・位置・道路への突出不可
    - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
    - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 凡例
- 山内地区
  - 稲荷川地区
  - 東町地区
  - 東町沿道商業エリア
  - 東町住居エリア
  - 西町地区
  - 西町沿道商業エリア
  - 西町住居エリア
- ### 東町住居エリア
- 敷地内広告板
    - 高さ・6m以下
    - 面積・3m以内/面、表裏各1面/件
    - 後退距離・間隔・道路から1m以上
    - 基数・1基/敷地
    - その他・出来るだけ天然素材
    - ・光源の点滅不可
  - 壁面広告物
    - 高さ・6m以下かつ軒高以下
    - ・ワンポイント：高さ制限なし
    - 面積・有効壁面当たり5m以内
    - （1建築壁面につき5m以内）
    - ・ワンポイント：1m以内
    - 位置・開口部への掲出不可
    - ・建築物からのみ出し不可
    - 基数・1基/1建築壁面
    - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
    - その他・出来るだけ天然素材
    - ・過度な照明不可
  - のぼり旗
    - 高さ・3m以下
    - 面積・1.5m以内/面、表裏各1面
    - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
    - 間隔・位置・道路への突出不可
    - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
    - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

注) この図面は、平成22年(2010年)4月現在における環境保全型広告整備地区〔世界遺産区域〕の屋外広告物規制の概略を示したものです。図中表示していない部分があります(当地区における禁止地域・許可地域の別など)。詳細については、日光市都市計画課(0288-21-5102)までお問い合わせください。